

又ル者ノ回答ヲ爲シタルニ小林等ハ解雇並勤続手當制ヲ即時
制定シ今回ノ解雇者ニ適用セラシ度キ旨ヲ主張シタルカ會社
側ハ之カ回答ヲ函保シ會見ヲ打切リタリ

（一）労働者側

A. 十月廿七日ノ交渉決裂 見込工六名ヲ除ク廿七名ハ
罷業シ荏原郡大崎町下ノ 一 遠藤新一方ニ依テ藤藤園
本部ヲ設置セリ

B. 労働者等ハ總聯合本部皆川利吉、従業員組合本部福田道
之助等ノ支援並指導ヲ受ケツ、アリ 廿八日ハ宣刻工場
ニ入りタルモ休業シ居ル為メ労働歌シ高唱氣勢ヲ擧ゲ一
方福田外五名ハ会社首腦部岡藤藤藤大、伊勢堅太郎ノ自定
ヲ訪問シテ要求事項ニ關シ考慮ヲホメ廿九日會見シ約シ
テ引揚ゲタリ

C. 廿八日別紙曰ノ如キ概ク干渉団体ニ送付セリ

D. 廿九日爭議固本部ヲ大崎町居木橋五ニ移転シ高山久藏、
皆川利吉等ノ指導ヲ受ケツ、アリ

E. 廿九日別紙（三四）ノ如キ概並ニコースヲ作成頒布ス

（二）事業主側

A. 廿七日夕廿八日ヨリ五日間臨時休業スル旨ヲ發表セリ

B. 廿九日糸護士万代著、安藤々綱ニ本件爭議ニ關スル交渉
ヲ一任セリ

（三）交渉状況

A. 十月廿七日午後一時会社事務所ニ於テ事業主側伊勢久雄
ト労働者側野々山新年外五名ト會見シ

要求書ノ各項ニ付交渉ニタルカ事業主側ハ強硬ニ拒絶シ
會見ヲ打切リタリ

B. 十月廿九日午前十一時会社事務所ニ於テ